

令和3年度 静岡市特定施設入居者生活介護 整備予定事業者募集要項

<問い合わせ・応募書類提出先>

事務局：静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課 事業者指導第1係

住 所：静岡県静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 静岡庁舎 新館14階

電 話：○募集全般の問い合わせ・応募書類提出時の事前予約連絡先

事業者指導第1係 054-221-1088

○特定施設入居者生活介護の指定基準に関する問い合わせ

事業者指導第2係 054-221-1377

○地域密着型特定施設入居者生活介護の指定基準に関する問い合わせ

事業者指導第1係 054-221-1088

F A X : 054-221-1298

E-MAIL : kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp

1 募集の趣旨

本募集は、「静岡市第8期介護保険事業計画」（令和3年度～令和5年度）に基づき、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の整備予定事業者を募集するものです。

2 募集内容

(1) 募集種別

サービス種別	定員	区域
特定施設入居者生活介護 (混合型※ ¹)	220人分※ ³	静岡市全域
地域密着型特定施設入居者生活介護 (介護専用型※ ²)	20人分	静岡市全域

※1 要介護者に加えて、要支援者や自立入居者も対象とする施設。

※2 要介護者、その配偶者、その他厚生労働省令で定める者に限られる施設。

【参考】その他厚生労働省令で定める者

(介護保険法施行規則（平成11年厚令第36号）第17条の6）

第一号 入居の際要介護者であったものであって、現に要介護者でないもの

第二号 入居者である要介護者（前号に該当する者を含む。次号において同じ。）
の三親等以内の親族

第三号 前二号に掲げるもののほか、特別の事情により入居者である要介護者と同居させることが必要であると当該施設の所在地を管轄とする都道府県知事（地域密着型特定施設の場合には、当該地域密着型特定施設の所在地を管轄する市町村長）が認める者

※3 既存の特定施設入居者生活介護の利用定員の増加も含みます。

(2) 募集対象施設

下記ア～ウのいずれかに該当する施設（以下「既存施設」という。）からの移行のみを対象とします。

ア 令和2年12月7日までに、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホームの設置届出を行った施設及び居室

イ 令和2年12月7日までに、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けた施設及び居室

ウ 令和2年12月7日までに、老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームとして設置された施設及び居室

3 応募資格

- (1) 法人格を有する事業者であること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第2項各号、第115条の2第2項各号、法第78条の2第4項各号（指定居宅サービス事業者等の欠格事項）に該当しないこと。
- (3) 過去の法人監査・施設監査・実地指導等において、法人が指摘を受けている場合は、応募時点において、指摘事項について改善報告書が提出されており、改善状況が確認されていること。
- (4) 法人及びその役員等が、静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条各号に規定する暴力団、又は暴力団員、若しくは暴力団員等に該当しないこと。
- (5) 国、県、及び市税の滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしていない者であること。

4 応募条件

(1) 法令の遵守について

応募する事業計画が、「介護保険法」及び関連する法令、「静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年3月8日静岡市条例第23号)」、「静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年3月8日静岡市条例第28号)」、「静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年3月8日静岡市条例第24号)」等に定められた基準を満たしていること。

また、その他関係法令（建築基準法・都市計画法・消防法など）に基づく基準を満たしていること、又は満たすことが確実に見込まれること。

(2) 事業予定地の利用権原について

事業予定地は、下記のア、イのいずれかであること。なお、事業予定地の土地所有者等へ、応募した事業計画が実現に至らない場合があることを事前に説明し、了承を得てから応募すること（本市による補償等は一切ありません）。

ア 事業予定地は、原則として自己所有、又は国若しくは地方公共団体からの借地であること。

イ アによらない借地の場合は、長期運営するに当たり必要な措置（賃借権等）を設定・登記していること。

(3) 応募可能な形態について

ア 特定施設入居者生活介護の指定がない施設

既存施設の定員数	応募可能な形態	
	サービス種別	定員数の範囲
30人以上	特定施設入居者生活介護	30人～既存施設の定員を超えない人数
20人以下	地域密着型特定施設入居者生活介護	既存施設の定員と同数 (20人以下)

※既存施設の定員数が21～29人の場合は、今回の募集の対象外です。

例1) 既存施設の定員数が30人以上の場合

住宅型有料老人ホームの全体の定員数 110人

本募集に応募可能な形態

特定施設入居者生活介護	30～110人
-------------	---------

例2) 既存施設の定員数が20人以下の場合

住宅型有料老人ホームの全体の定員数 12人

本募集に応募可能な形態

地域密着型特定施設入居者生活介護	12人
------------------	-----

イ 特定施設入居者生活介護の指定がある施設

既存施設の定員数	応募可能な形態	
	サービス種別	定員数の範囲
30人以上	特定施設入居者生活介護	1人～既存施設の定員を超えない人数

例) 既存施設が住宅型と介護付きの両方の居室を有する有料老人ホームの場合

有料老人ホームの全体の定員数 110人

うち、既に特定施設入居者生活介護の指定を受けた定員数 50人

本募集に応募可能な形態

特定施設入居者生活介護	1～60人
-------------	-------

※人員基準上必要な職員数を算定する場合の利用者数の算出方法は、下記のとおりです。

- ・新設又は利用定員の増加の時点から6月未満の間

新設又は増加したベッド数×90%

- ・新設又は利用定員の増加の時点から6月以上1年未満の間

直近の6月における全利用者数等の延人数を6月間の日数で除して得た数

※(介護予防/地域密着型)特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者のみで計算する。

- ・新設又は利用定員の増加の時点から1年以上経過した場合

直近1年間における全利用者数等の延数を1年間の日数で除して得た数

※(介護予防/地域密着型)特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者のみで計算する。

(4) 介護予防の指定手続きについて

特定施設入居者生活介護の指定を希望する場合は、選定された後、特定施設入居者生活介護の指定申請と同時に、介護予防特定施設入居者生活介護の指定申請を行うこと。

※既に特定施設入居者生活介護の指定を受けた居室を有する施設が選定された場合は、新たに指定申請を行う必要はありません。変更申請（特定施設入居者生活介護の利用定員増加の申請）及び変更届（運営規程の変更等）の手続きを行ってください。

(5) 施設整備期間の遵守について

- ・令和4年3月31日までに事業を開始すること（介護保険法による指定を受けること）。
- ・既に特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設の場合は、令和4年3月31日までに利用定員の増加を行うこと。

(6) 関係者への説明について

本募集は施設種別の変更を伴うため、後にトラブル等が発生しないよう、既に入居している者等への説明を、応募前に必ず実施すること。

(7) 応募件数の上限について

1事業者につき1件まで

※サービス種別は「特定施設入居者生活介護」と「地域密着型特定施設入居者生活介護」のどちらかを選択してください。

(8) 応募に係る費用負担について

応募するために要した経費や手続き等の費用は、全て応募する事業者が負担すること。

5 応募手続き

手続きの詳細は下記のとおりです。なお、前述の「3 応募資格」「4 応募条件」を満たした上で、応募してください。

(1) 応募書類

- ・別紙1『応募書類一覧表』を参照の上、必要書類を提出してください。
- ・提出書類の様式は、市ホームページからダウンロードしてください。
(市ホームページ https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003343_00004.html)
- ・提出部数は、**5部（正本1部、副本4部）**です。
※副本は正本の写しとし、押印、原本証明等は不要です。
- ・応募受付締切後の追加提出及び差替えは、選定の結果に影響を及ぼす可能性があるため受け付けません。ただし、静岡市からの指示によるものはこの限りではありません。
- ・受理した応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

【応募書類を作成するに当たっての留意事項】

- ・応募書類はA4判で作成してください。ただし、図面については、細部の確認が困難であると考えられるときは、A3判としてください。

- ・正本・副本それぞれA4判のファイルに綴じ、書類番号ごとに合紙（白紙）を挟み、インデックスを貼ってください。インデックスには、書類番号と書類名を記入してください。なお、書類名は判別が可能な程度に省略した名称で構いません。
- ・ファイルの表紙及び背表紙には、事業者名、事業所名（仮称）を記載してください。

(2) 応募方法

電話にて予約のうえ、応募する事業者が直接、持参してください。

(3) 予約電話番号・提出先

TEL : 054-221-1088

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課 事業者指導第1係
(静岡県静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 静岡庁舎 新館14階)

(4) 応募受付期間

令和3年4月1日（木）から令和3年6月4日（金）まで【厳守】

各日とも、午前9時00分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

6 選定方法

整備予定事業者の選定は、別紙2「静岡市特定施設入居者生活介護評価基準（以下、「評価基準」という。）」に基づき、書類及びプレゼンテーションにて審査し、総合的に評価した上で、市が選定します。

詳細は次のとおりです。

(1) 書類審査

事業者から提出された応募書類の審査を行います。評価項目と対応する書類は、別紙2「評価基準」を参照してください。

(2) プレゼンテーション審査

事業者による、応募書類②「事業計画書」（様式2）に沿った説明を基に、審査を行います。

●重点審査項目について

別紙2「評価基準」中、次の項目については、プレゼンテーションにて重点審査を行います。

1 法人の状況

(1) 法人の経営理念・運営方針等 ①法人の理念、運営方針 ②応募の動機、趣意

5 その他

(2) その他 ①施設のアピールポイント ②市政への貢献

●日程等について

ア 日程 令和3年7月上旬（予定）

イ 会場 静岡市役所 静岡庁舎 本館4階 43又は44会議室（予定）

ウ 出席者 1事業者2人以内

エ 内容

- ・応募事業者による事業計画の説明（プレゼンテーション）：20分以内
- ・説明内容に関する市からの質問：10分程度

オ 留意事項

- ・詳細な日程は、応募書類受付後、応募事業者に対し別途通知します。
- ・コンサルタント等、応募事業者以外の者の入室は認めません。
- ・説明は応募書類②「事業計画書」（様式2）に沿ったものとし、当日、説明資料の追加は認めません。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染状況に応じて日程等が変更となる可能性がありますので御承知おきください。また、事務局の実施する感染症感染防止対策のための措置及び指示を遵守してください。

(3) 整備予定事業者の選定

書類審査及びプレゼンテーション審査の結果を総合し、整備予定事業者を市が選定します。評価結果が同じ点数となる場合は、プレゼンテーション審査の重点審査項目の評価が高い事業者を選定します。

なお、審査の結果、該当する者がいない場合は、選定者なしとします。

7 選定結果

(1) 結果通知

令和3年7月下旬頃（予定）に、全ての応募事業者に対し、選定結果通知書を郵送します。

(2) 結果公表

選定結果（応募者数、選定された事業者の名称、事業予定地等）については、静岡市ホームページで公表します。

8 その他注意事項

(1) 応募書類受領後の事業計画の変更は、災害等、やむを得ない事情がある場合を除き、認めません。事業計画に変更が生じる場合は、介護保険課まで事前に御連絡ください。

なお、事業開始予定日を経過しても改修工事等が着手されていない場合、事業計画を取り下げさせていただきます。

(2) 事業計画を取り下げる場合は、取下書の提出が必要となります（様式任意）。

なお、取り下げた場合は、災害等、やむを得ない事情がある場合を除き、次回の募集に応募できません。

(3) 選定された事業者であっても、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定や利用定員の増加が確定したものではなく、必要な基準を満たさない場合は、当該介護サービスを行う事業者として指定を行わないことや、利用定員の増加を認めないことがあります。また、虚偽その他不正行為等が確認された場合、選定を取り消すことがあります。

(4) 地域住民の同意が得られた上で、施設の改修や運営が円滑に行われる必要がありますので、事業予定地の地元の代表者（自治会役員等）及び事業予定地の隣接地等に居住又は居住を予定する住民へ、必ず応募前に説明を行ってください。また、選定結果通知書受領後は、速やかに地域住民等に対し、事業についての説明を行ってください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域住民への対面での説明が実施できない場合は、別の手段による説明を行ってください。

(5) 選定結果及び上記（1）～（4）に伴う事項に対し、本市による補償等は一切ありません。

(6) その他併設予定の介護サービス事業が有る場合は、別途協議と申請が必要です。

(7) 募集全体のスケジュールについては、別紙3「募集から指定・利用定員の増加までのスケジュール（例）」を御参照ください。

9 質問の受付

本募集における質問は、メール又はFAXで受け付けます。別紙4「質問票」に必要事項を記載し、下記提出先にお送りください。

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課 事業者指導第1係

E-MAIL : kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp

F A X : 054-221-1298